

北海道後発医薬品採用ガイドブック



北海道
北海道後発医薬品安心使用協議会

「北海道後発医薬品採用ガイドブック」の作成に当たって

後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品の特許終了後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同等であるものとして、厚生労働大臣が製造販売の承認を行っている医薬品であり、一般的に開発費用が安く抑えられていることから、先発医薬品に比べて薬価が低くなっております。

急速な少子高齢化の進展に伴い、国民医療費が増加の一途をたどる中、国は、患者負担の軽減や医療保険財政の改善を図る観点から、平成19年に、平成24年度までの5年間で、「ジェネリック医薬品の数量シェアを30%までに達成する。」ことを目標に立て、「ジェネリック医薬品の安心使用促進アクションプログラム」を策定しました。

このジェネリック医薬品につきましては、従来から、その品質や供給体制等に課題が指摘されるなど、医療関係者の信頼が必ずしも、高いとは言えない状況にありますことから、北海道では、本アクションプログラムを踏まえ、平成23年12月に、医師会、薬剤師会、ジェネリック製薬協会や医薬品卸売業協会、消費者団体の代表者等で構成する「後発医薬品安心使用協議会」を設置し、医療関係者や道民の皆様がジェネリック医薬品を安心・安全に使用するための方策を協議しております。

当協議会におきましては、昨年から、医療機関や薬局において、ジェネリック医薬品を採用する際の参考とすべき情報や内容について協議したところであり、この度、その結果を踏まえ、「北海道後発医薬品採用ガイドブック」を策定しました。

昨年4月の診療報酬改定では、医療機関における後発医薬品の使用加算措置や薬局におけるジェネリック医薬品の在庫管理の負担を軽減するため、一般名による処方が推進されるなど、今後も、ジェネリック医薬品の使用頻度は多くなっていくものと思われま

す。

医師や薬剤師の皆様方には、このガイドブックを是非、ご活用いただき、患者の皆様に対するジェネリック医薬品の適切な説明に、役立てていただければ幸いです。

最後に、本ガイドブックの作成に当たり、ご意見をいただいた協議会各委員の皆様並びに、ジェネリック医薬品採用リスト（別冊）の提供にご了解をいただいたモデル病院の関係者の皆様に感謝申し上げます。

平成25年2月

北海道後発医薬品安心使用協議会長 三宅 直樹

目 次

I	北海道後発医薬品採用ガイドブックの概要	・・・ 1 頁
II	後発医薬品の採用手順と後発医薬品への変更調剤手順	
	後発医薬品の採用フロー図	・・・ 2 頁
	後発医薬品への変更調剤フロー図	・・・ 3 頁
III	後発医薬品評価表	
	(重点項目)	・・・ 4～6 頁
	(任意項目)	・・・ 7～9 頁
IV	後発医薬品採用後評価表	・・・ 10 頁
V	ジェネリック医薬品のQ&A	・・・ 11～33 頁
	〈厚生労働省作成（平成24年7月）〉	
	北海道後発医薬品安心使用協議会委員名簿	・・・ 34 頁
(別冊)	後発医薬品採用リスト（モデル病院）	
	(内用薬)	
	(注射薬)	
	(外用薬)	



I 北海道後発医薬品採用ガイドブックの概要

1 目的

このガイドブックは、医師、薬剤師等医療関係者が安心して、後発医薬品を使用できるよう、医療機関や薬局において、後発医薬品を採用又は先発医薬品から後発医薬品に変更して調剤するに当たって、選定基準を考える上での参考としていただくため、作成したものです。

2 後発医薬品採用までの方法等（モデル）

(1) 後発医薬品の採用

後発医薬品の採用フロー図（2頁）により、後発医薬品評価表（4頁～9頁）や別冊の後発医薬品採用リスト（モデル病院）などを品目選定の参考とし、各医療機関等において、独自に選定基準を作成の上、当該基準に沿って最終決定を行う。

(2) 保険薬局で後発医薬品に変更調剤する場合

後発医薬品への変更調剤フロー図（3頁）を参考とする。

(3) 後発医薬品評価表の見方

- ・ 重点項目は、採用にあたり必ず評価する項目として、項目に一つでも問題がある場合は、採用を見合わせるものとする。
- ・ 任意項目は、各医療機関等の判断により、評価項目として参考にするものとする。

(4) 後発医薬品採用後の再評価

後発医薬品を採用してから一定期間後に、継続使用を検討する際、後発医薬品採用後評価表（10頁）を参考に評価するものとする。

(5) 後発医薬品採用リスト（モデル病院）

採用を決定する際の参考資料とする。

また、本ガイドブックの別冊の後発医薬品採用リストは、次の道内7病院が採用している後発医薬品を参考として掲載したものです。

なお、この後発医薬品採用リストは、今後、毎年度更新し、道のホームページで情報提供します。

○ 道のホームページアドレス：

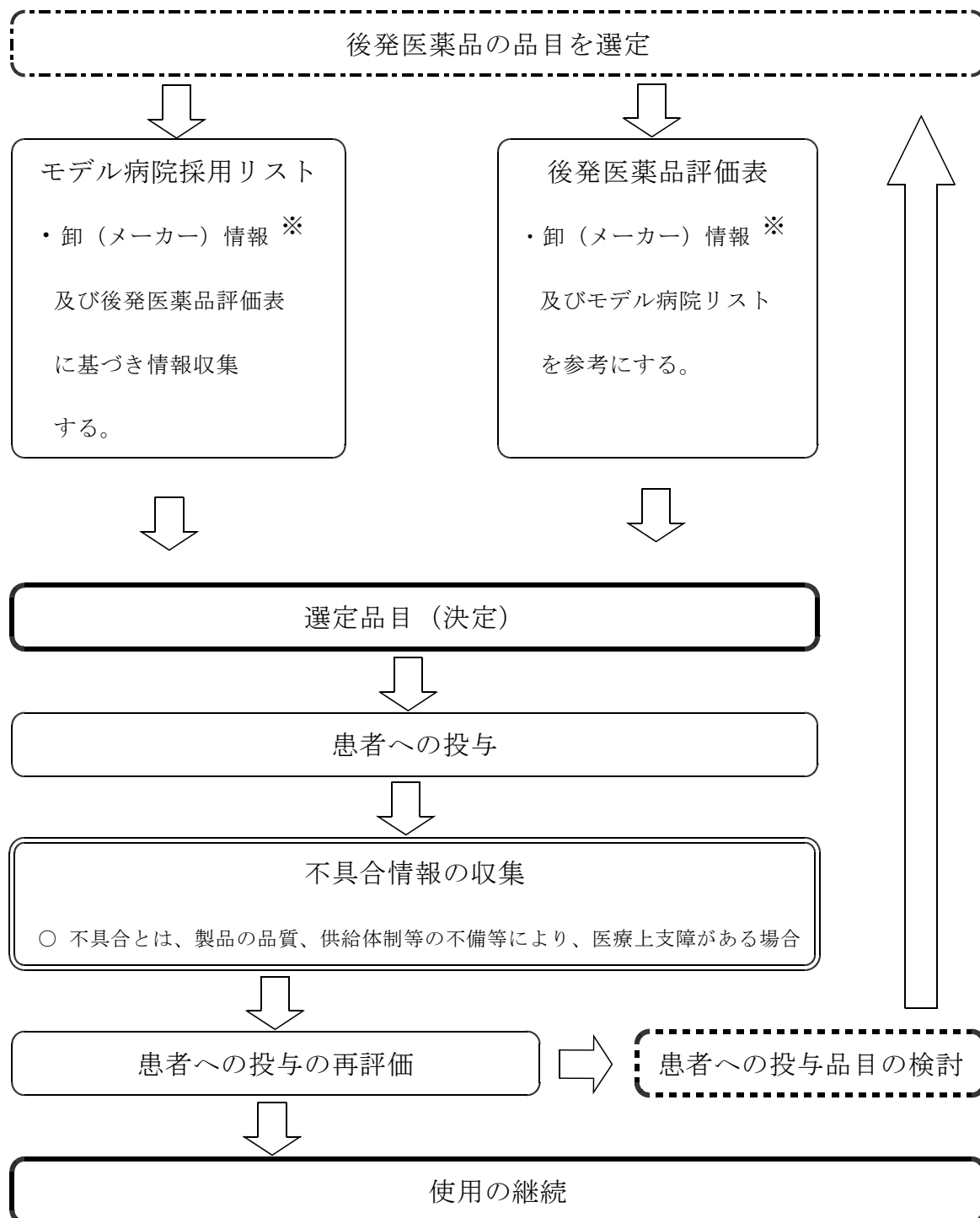
http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/yakumucontents_2.htm

(モデル病院)

- ・ 北海道大学病院
- ・ 札幌医科大学附属病院
- ・ 旭川医科大学病院
- ・ 市立札幌病院
- ・ 手稲溪仁会病院
- ・ 札幌東徳州会病院
- ・ 道立江差病院

II 後発医薬品の採用手順と後発医薬品への変更調剤手順

後発医薬品の採用フロー図



※ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）、日本ジェネリック医薬品学会、日本ジェネリック製薬協会（JGA）等のホームページも活用できます。

後発医薬品への変更調剤フロー図

後発医薬品への変更が可能な処方せん



後発医薬品に**変更可能な処方せん**が発行されていることや後発医薬品に関する基本的なことを説明の上、後発医薬品の使用に関する患者の意向（希望）を確認する。
（※ 保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない）

（希望なし）

後発医薬品への調剤なし



（希望あり）

後発医薬品評価表・モデル病院採用リストによる薬剤の選定

○ 卸（メーカー）情報及び後発医薬品評価表に基づき情報収集する。



選定品目（決定）

○ 後発医薬品に関する薬剤情報を提供



患者への服薬指導

- ① 先発品との違い（色、味、剤形、包装形態）や自己負担額等の説明
- ② お薬手帳への記載



不具合情報の収集

○ 不具合とは、製品の品質、供給体制等の不備等により、医療上支障がある場合

※ 〔保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則〕

第8条3項 保険薬剤師は、処方せんに記載された医薬品に係る後発医薬品が次条に規定する厚生労働大臣の定める医薬品である場合であつて、当該処方せんを発行した保険医等が後発医薬品への変更を認めているときは、患者に対して、後発医薬品に関する説明を適切に行わなければならない。この場合において、保険薬剤師は、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。

Ⅲ 後発医薬品評価表

(重点項目)

[1/3]

評価項目			評価方法			留意事項
大項目	中項目	小項目	優れている	普通	問題がある	
品質	安定性	安定性試験(下記①又は②)の結果は良好か ①加速試験: 40℃±2℃/75%RH±5%RH、6ヶ月間 ②長期保存試験: [25℃±2℃/60%RH±5%RH]又は[30℃±2℃/65%RH±5%RH]、12ヶ月間	経時変化がほとんどない	経時変化が認められるが十分承認規格の範囲内である	承認規格の限度値に近い経時変化が認められ、保存条件によっては規格を逸脱するおそれがある (※注)	<ul style="list-style-type: none"> ・冷所保存の製剤等には別の条件がある ・先発医薬品と同等の条件又はその製剤に見合う条件で判断する
		光安定性、粉碎後安定性、無包装・カプセル開封後安定性(一包化の可否)、他剤との配合変化等の試験が実施されている場合、その結果は良好か	先発医薬品よりも安定である	先発医薬品と同程度に安定である	先発医薬品よりも安定性が劣る	<ul style="list-style-type: none"> ・錠剤を粉碎する場合があります、安定性を確認する必要があります ・通常、一包化することが多く、包装からはずした場合の安定性を確認する必要があります ・これらの品質は、メーカーに保証義務はないため、未処置品と試験処置品との生物学的同等性は医師・薬剤師の責任で判断することとなる ・先発医薬品で実施されている場合であって、対応する後発医薬品で当該試験が実施されていない場合は、「問題がある」と評価する
	規格及び試験方法(原体、製剤)	含量、性状、確認試験、示性値、純度試験、乾燥減量・強熱減量又は水分、強熱残分・灰分又は酸不溶性灰分、製剤試験(重量偏差試験や溶出試験など)、特殊試験、定量法等の規格及び試験方法の結果について	すべて十分規格の範囲内にあり、かつロット間格差が小さい	すべて十分規格の範囲内にある	規格の限度値に近い結果が散見される (※注)規格の範囲を逸脱した場合は、回収等の対象となる。	
	生物学的同等性試験(溶出試験)	経口製剤の生物学的同等性試験に際して溶出試験が実施されており、その結果は良好か	溶出挙動は先発医薬品と同様である	先発医薬品との溶出挙動の差は十分基準の範囲内にある	先発医薬品と溶出挙動に大きなずれがある (※注)	経口製剤では溶出挙動が生物学的同等性に関する重要な情報を与えるものであり、これをもって同等性の間接的証明とする

〔(※注)の項目については後発医薬品の承認条件等であり、万一販売後不適(問題がある)に至った場合には、自主回収や法的回収等の対象となる場合があります。〕

(重点項目)

[2/3]

評価項目			評価方法			留意事項
大項目	中項目	小項目	優れている	普通	問題がある	
品質	生物学的同等性試験(血中濃度比較試験)	生物学的同等性試験(血中濃度比較試験)が実施されており、その結果が良好か	血中濃度推移は先発医薬品と同様である	先発医薬品との血中濃度推移の差は十分基準の範囲内にある	血中濃度推移に大きなずれがある (※注)	・昭和55年4月以前に承認された品目は除く ・バラツキも考慮して評価する (静脈注射剤については生物学的同等性試験(血中濃度比較試験)は免除されている)
	添加物	使用されている添加物の成分等について	含有される添加剤の有用性が証明されている(製剤的工夫)	添加剤は先発医薬品と同じ、又は酷似した成分分量である	添加剤は先発医薬品と異なり、製剤的にはそれより劣る	
	オレンジブック掲載	日本版オレンジブック(医療用医薬品品質情報集)又はオレンジブック総合版に掲載されているか:平成7年4月以前申請の857成分5000品目以上の医薬品	掲載されている	/	対象品目であるが、掲載されていない	・内服固形製剤についてのみ適用 ・再評価指定され結果が公表されていることが前提
容器包装	容器・包装の材質、安全性(容器からの溶出物等)に関する情報開示の可否	可	/	否	内用液剤、注射剤、点眼剤、点鼻剤に適用	
情報収集・提供体制	情報部門	学術部門(DI室等)の有無	学術部門があり、問合せに十分対応可能である	学術部門がある	学術部門がない	学術部門があっても、営業部門や、品質管理部門と兼ねており、問合せをしてもほとんど不在の場合は、ないものと判定する
	MR	MR教育(認定試験、継続教育の受講の有無)	全員が受講している	一部受講している	受講していない	
	緊急連絡	緊急連絡体制(DI情報、品質クレーム等への対応)	迅速な対応ができる体制が整備されている	迅速とは言えないが緊急連絡体制は整備されている	緊急連絡体制が整備されていない	
	IT	ホームページの開設と改訂の状況	開設しており、改訂時のメンテナンスの規定がある	開設している	なし	改訂の状況を十分確認する
	情報冊子	インタビューフォームの有無	全品目揃っている	ほぼ、揃っている	揃っていない	採用品目については必須である
	その他	他医療機関等における採用及び供給状況に関する情報の開示	採用実績があり(多く)、情報開示されている	/	採用実績が乏しく、情報開示もされていない	販売開始後3年以内の後発医薬品を評価する場合は、この評価項目は不要とする

(重点項目)

[3/3]

評価項目			評価方法			留意事項
大項目	中項目	小項目	優れている	普通	問題がある	
供給体制・リスクマネジメント	在庫対応	1ヶ月以上のメーカー在庫	有り		無し	国の「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」で求められている
	規格の同一性	全用法用量に対応可能か	可能 (先発医薬品と同一又はそれ以上の規格)	全用法用量に対応できないが治療に支障はない	現在採用している規格がなく支障を生ずる可能性がある	平成20年度以降、薬価基準収載を希望するものは先発医薬品が有する規格を全て揃える必要がある
	小包装対応	小包装・バラ包装	有り (先発医薬品以上に使いやすい包装単位がある)	有り (先発医薬品と同様である)	無し (使いにくい包装単位しかない)	最小包装単位は100錠以下であるか
	回収対応	不良医薬品等の回収対応	マニュアルに従い対応可		対応不明確	記載
	製造中止対応	製造中止の案内	6ヶ月以上前	3ヶ月～6ヶ月前	直前又は同時	
	納入経路	卸経由か直販か	納入実績のある複数の卸経由である	直販ではあるが道内に拠点がある	納入経路が不明確である	安定供給に留意
	流通トラブル回避	流通ラインのトラブルに対する回避対応	マニュアルに従い対応可	マニュアルはないが回避体制あり	対応不可	
	流通緊急対応	供給元の時間外対応(緊急注文等)	24時間対応	間接的対応	対応なし	卸又は直販に対する評価項目
	納入可能日	納入可能日	当日	翌日	不定	
	適応症	先発医薬品の適応症との同一性	先発医薬品と同一である	先発医薬品より少ないが治療に支障はない	先発医薬品より少なく支障を生ずる可能性がある	<ul style="list-style-type: none"> 先発医薬品と同一でない場合があり、確認が必要である 先発医薬品の効能効果等に合致しない場合には、可及的速やかに対応するよう求められている

評価項目			評価方法			留意事項
大項目	中項目	小項目	優れている	普通	問題がある	
品質	安定性	有効期限	先発医薬品よりも長い	先発医薬品と同じ	先発医薬品よりも短い	
		貯法	先発医薬品より優れている (より緩和な条件での貯蔵が可能)	先発医薬品と同じ	先発医薬品より劣る (より厳しい条件での貯蔵が必要)	
	GMP	GMPに係わる査察評価資料等の開示の可否	可		否	GMPへの対応状況を確認する
	製剤改良	製剤改良による付加価値が加わっているか (使用感の同等性または向上性、新規格等)	製剤改良により、服薬コンプライアンス等の向上が見込める	製剤改良されているが、その効果は先発医薬品と同等である	製剤改良されているが、その効果は先発医薬品より劣る	
情報収集・提供体制	MR	道内活動拠点の有無と担当MR	道内の各地区に営業拠点があり、地区担当のMRを配置している	道内に営業拠点がある(MRは全道一円を担当している)	道内を担当するMRがいない	
		訪問回数	定期的な訪問がある	定期的でないが、訪問がある	ほとんど訪問がない	医療機関等の訪問規定等に合わせた定期的な訪問活動が望まれる
	IT	ホームページの内容の確認 ・企業概要 ・添付文書 ・インタビューフォーム ・緊急安全性情報 ・再審査・再評価結果 ・使用上の注意改訂のおしらせ	左記の情報以外にも有用な学術情報が掲載されている	左記の情報は掲載されている	十分な内容ではない	医療機関等側が望む情報があるか確認する
		電子メール等による情報提供	HP掲載以外の情報も提供可能	HP掲載情報であれば提供可能	提供不可	メーリングリスト等により迅速に情報提供できる(安全性情報、添付文書の改定情報等)体制があるとより望ましい
	情報冊子	添付文書集の有無とメンテナンス状況	有る (定期的に更新している)	有る (内容更新されていない)	ない	
		製品概要の有無	有る		ない	製品パンフレットの裏付けデータ等の確認に使用することがある
		使用上の注意事項の解説書や適正使用ガイドの有無	有る		ない	薬剤によっては患者用指導箋を使用する場合があります、概要を参考にする

評価項目			評価方法			留意事項
大項目	中項目	小項目	優れている	普通	問題がある	
情報収集・提供体制	その他	地域(道内)の医療機関での採用実績	採用実績があり(多く)、情報開示されている		採用実績が乏しく、情報開示されていない	販売開始後3年以内の後発医薬品を評価する場合は、この評価項目は不要とする
		後発医薬品に関するMR・学術部門等による医療機関向けの勉強会	実施している		実施していない	
		後発医薬品に関する、患者を対象としたマスメディアやパンフレット等の配布による啓発活動	実施している		実施していない	企業努力の指標の一つである
		販売中止品目に関する情報の開示	販売中止品目について情報開示している		販売中止品目はあるが、情報開示していない	
供給体制・リスクマネジメント	在庫対応	流通在庫	1ヶ月以上	1週間～1ヶ月以内	1週間以内	
	小包装対応	ウィークリーシートがあるか	有り		無し	
	名称・外観	名称(商品名)について : 先発医薬品との類似性	評価方法例) 先発医薬品と類似しており連想できる	評価方法例) 一般名と類似しており連想できる	評価方法例) 先発医薬品、一般名のいずれとも異なり連想が困難	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">左記評価方法は例示である</div> <ul style="list-style-type: none"> ・先発医薬品との名称の類似性については、一律の評価基準の設定は困難であるため、各医療機関等で評価方法を検討することが望ましい ・平成19年以降に承認された後発医薬品の名称は原則「一般名+含量等+剤型+屋号」となっている

評価項目			評価方法			留意事項
大項目	中項目	小項目	優れている	普通	問題がある	
供給体制・リスクマネジメント	名称・外観	名称(商品名)について: 医療機関等で使用している他の医薬品(当該先発医薬品を除く)との類似性	類似性なし		類似性あり	誤認等をさけるため、商品名の類似性がない方が望ましいと考えられる
		外観の類似性: 医療機関等で使用している他の医薬品との類似性	類似性なし		類似性あり	誤認等をさけるため、外観の類似性がない方が望ましいと考えられる
	特許係争	現在係争中であるか、係争危惧案件があるか	係争案件無し	係争中であるが、勝訴の可能性を説明する資料提供あり	係争中であり先行きは不透明	
	納入品	納入時の製造番号の統一対応	可	2ロット以内	不可	
		納入時の残有効(使用)期間	全有効期間の2/3以上	全有効期間の2/3~1/2	全有効期間の1/2以下	
	発売年数	発売からの経過年数の長短	3年以上	1年~3年	1年未満	
その他	企業情報	株式上場	上場後10年以上経過	数年前に上場	未上場	
		発売中止品目	ない	少ない	多い	
		日本製薬団体連合会(日薬連)への加入	加入		未加入	
	その他	医療機関等経営(薬価等)への寄与	大	中	小	
		患者負担軽減	大	中	小	

IV 後発医薬品採用後評価表

◇品質

項目	評価	
	○	×
クレーム（不良品）への対応	対応が良い（速い）	対応が悪い（遅い）
従来品と同等の薬効	同等	明らかに劣っている（※注）
従来品に無かった副作用	ない	ある（※注）
安定性	安定である	明らかな経時変化が見られる（※注）
溶出試験	承認データと比較して溶出挙動にずれがない	承認データと比較して溶出挙動に大きなずれが生じている（※注）
粉碎、一包化時の配合変化・安定性	先発医薬品と比較して問題がない	先発医薬品と比較して明らかに劣っていた
ミキシング時の安定性（注射剤）	先発医薬品と比較して特段の変化がみられない	先発医薬品になかった配合変化がみられる

◇情報収集・提供体制

項目	評価	
	○	×
MRの訪問	適切な訪問がある	訪問がみられない
使用上の注意改訂の伝達	適切に対応されている	対応されていない
副作用への対応（収集など）	対応が良い（速い）	対応が悪い（遅い）
病院からの要望に対する回答	対応が適切である	対応が悪い
ホームページのメンテナンス	定期的に改訂されている	定期的に改訂されていない
販売中止品目について	販売中止品目はあるが、供給（治療）に支障がない	販売中止品目が多く、供給（治療）に支障が生じる可能性がある

◇供給体制・リスクマネジメント

項目	評価	
	○	×
緊急時の医薬品の提供	卸などを通じ対応できている	対応できていない
発注から納入までの日数	先発医薬品と同日数である	先発医薬品と比較して明らかに遅い
規格の同一性	治療に支障がない	治療に支障が生じる
適応症	治療に支障がない	先発医薬品の効果追加等により治療に支障が生じる
特許	係争に係る案件はない	係争に係る案件が発生している

〔（※注）の項目については後発医薬品の承認条件等であり、販売後万一不適（×）に至った場合には、自主回収や法的回収等の対象となる場合があります。〕

V ジェネリック医薬品のQ & A

質問1

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品とは使用する添加剤が違うのだから、先発医薬品と同じと言えないのではないか。

質問2

ジェネリック医薬品の承認審査の際に求められる試験項目は、先発医薬品(新薬)の場合と比べて非常に少ない。

だから、ジェネリック医薬品は、先発医薬品と比べて有効性や安全性の面で劣るのではないか。

質問3

厚生労働省が定める基準によると、生物学的同等性試験の許容域を80%~125%としているが、これはすなわち、ジェネリック医薬品と先発医薬品の治療効果が最大45%の範囲で異なるということを示しているのか。

質問4

注射剤については、承認審査の際に臨床試験(生物学的同等性試験)のデータを求めていないにもかかわらず、なぜ、同等と言えるのか。

質問5

ジェネリック医薬品の原薬は海外の粗悪なものを使っているのではないか。

質問6

ジェネリック医薬品メーカーは、先発医薬品メーカーと比べて1社あたりの製造販売品目が多いので、各品目に対する品質管理が不十分になるのではないか。

質問7

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えたところ、それまで得られた効果が得られなくなったことがあった。

どうしてそのようなことが起こるのか。

質問8

先発医薬品とジェネリック医薬品が同等であるならば、なぜジェネリック医薬品の薬価は安いのか。

やはり、品質が劣るからではないのか。

質問9

ジェネリック医薬品は、先発医薬品に比べてメーカーMRの頻繁な訪問、情報提供が無いため、患者への説明不足、不安が生じないか。

質問10

世界で最も進んでいるといわれる日本の医療の中で、どうしてわざわざジェネリック医薬品を普及させる必要があるのか。

質問11

薬局で、先発医薬品の銘柄が記載された処方せん(変更不可欄に「レ」または「×」の印等の無いもの)をジェネリック医薬品に変更し、その薬を服用した患者に副作用が発生した場合は、誰が責任を負うのか。

質問12

厚生労働省は、なぜ一般名処方を推進するのか。

厚生労働省作成 (平成24年7月)

質問 1

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品とは使用する添加剤が違うのだから、先発医薬品と同じと言えないのではないか。

POINT

ジェネリック医薬品と先発医薬品とは、有効性や安全性について基本的に違いはありません。ジェネリック医薬品は、先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合がありますが、先発医薬品が上市後に添加剤を変更する場合と同様に、添加剤の違いによって有効性・安全性に違いが生じないことを確認しています。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含有しており、効能・効果や用法・用量も基本的には変わりません（※1）。先発医薬品と治療学的に「同等」であり、先発医薬品と代替可能な医薬品であることを、必要なデータに基づいて審査を行ったうえで厚生労働大臣が承認したものだけが、ジェネリック医薬品として供給されているのです。

しかし、ジェネリック医薬品は、先発医薬品と全く「同じ」である必要はありません。例えば、先発医薬品が製剤特許を有している場合などは、ジェネリック医薬品は先発医薬品と異なる添加剤を使用することがあります。

先発医薬品と異なる添加剤を使用する場合であっても、日本薬局方の製剤総則の規定（※2）により、薬理作用を発揮したり、有効成分の治療効果を妨げたりする物質を添加剤として使用することはできません。使用前例のある、安全性が確認された添加剤のみが使用されています。仮に、使用前例の無い添加剤を医薬品に使用するには、その添加剤の毒性試験などを実施してあらためて安全性等の審査を受けなければなりません。

添加剤の成分や配合量が先発医薬品と異なっても、有効性や安全性に違いが出ることがないように、ジェネリック医薬品の承認審査においては、生物学的同等性試験（※3）のデータの提出を求めて、主成分の血中濃度の挙動が先発医薬品と同等であることを確認しています。

患者さんの体質によっては、添加剤が原因でアレルギー反応などの副作用等を引き起こすことがまれにありますが、これは、先発医薬品であってもジェネリック医薬品であっても、同様に起こりうることです。

なお、既に上市されている先発医薬品でも、承認を受けた当初の製剤と異なる添加剤への変更がなされる場合があります。(すなわち、同じ銘柄の先発医薬品でも、例えば10年前の製品と現在流通している製品とで添加剤が異なるケースがあります。)こうした場合についても、生物学的同等性試験によって、当初の製剤(標準となる先発医薬品)と添加剤を変更した後の先発医薬品とで有効性、安全性が変化していないことを、ジェネリック医薬品と同じ方法で確認をしています。

米国のジェネリック医薬品は先発医薬品と必ず同じ添加剤を使用している、という話を聞くことがありますが、これは完全な誤解であり、そのような事実はありません。

※1 先発医薬品の特許が一部有効である等の理由により、効能・効果や用法・用量が先発医薬品と異なるケースが、例外的に存在します。「効能効果、用法用量等に違いのある後発医薬品リスト」が日本ジェネリック製薬協会のホームページに掲載されており、平成24年6月1日現在で26成分がこれに該当します。

<http://www.jga.gr.jp/pdf/Effect%20correction%20list.pdf>

※2 第16改正日本薬局方(平成23年3月24日 厚生労働省告示第65号)では、医薬品添加物について、次のように規定されています。

「添加剤は、製剤に含まれる有効成分以外の物質で、有効成分及び製剤の有用性を高める、製剤化を容易にする、品質の安定化を図る、または有用性を向上させるなどの目的で用いられる。製剤には、必要に応じて、適切な添加剤を加えることができる。ただし、用いる添加剤はその製剤の投与量において薬理作用を示さず、無害でなければならない、また、添加物は有効成分の治療効果を妨げるものであってはならない。」

<http://jpdh.nihs.go.jp/jp16/>

※3 生物学的同等性試験とは、ジェネリック医薬品が、先発医薬品と治療学的に同等であることを証明するために実施する試験で、BE試験とも呼ばれます。

ヒト(健康成人)に先発医薬品とジェネリック医薬品を常用量投与して、両者の血中濃度の推移に統計学的な差がないことを確認するものです。

試験の実施、同等性の評価にあたっては、「後発医薬品の生物学的同等性試験ガイドライン」に基づいて行うことが求められます。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T120302I0080.pdf>

質問2

ジェネリック医薬品の承認審査の際に求められる試験項目は、先発医薬品(新薬)の場合と比べて非常に少ない。だから、ジェネリック医薬品は、先発医薬品と比べて有効性や安全性の面で劣るのではないか。

POINT

ジェネリック医薬品の審査の際に省略される試験項目は、先発医薬品において既に確認済の内容であり、試験項目が先発医薬品と比べて少なくとも、先発医薬品と同等の有効性や安全性を有すると判断することができます。これは、米国や欧州の各国でも同様であり、最新の科学的知見に基づく世界標準の考え方です。

医薬品の有効性、安全性を確認するために必要となる試験項目は、「有効成分に関する試験」と「製剤化された医薬品に関する試験」の大きく2つに分けられます。

先発医薬品の承認審査の際には、毒性試験や薬理作用の試験及び治験と呼ばれる臨床試験等により、その医薬品の主成分(有効成分)と製剤の有効性や安全性の確認がなされています。一方、ジェネリック医薬品については、添加剤は異なるものの主成分そのものは先発医薬品と同じですので、主成分の有効性や安全性は、こうした「有効成分に関する試験」や、先発医薬品の市販後調査のデータにより、既に確認がなされています。

あとは「製剤化された医薬品に関する試験」のデータにより、先発医薬品と同じ有効成分を同一量含有するジェネリック医薬品が、先発医薬品と同様の血中濃度推移を示すことが確認できれば、医薬品としての作用の強さや影響は同じということになり、治療効果すなわちヒトにとっての有効性や安全性は、先発医薬品と同等であると判断することができます。この判断を行うための試験が、生物学的同等性試験です(p4参照)。

このように、ジェネリック医薬品の試験項目が先発医薬品と比べて少なくとも、先発医薬品と同等の有効性や安全性を有すると判断することができます。こうした考え方は日本だけのものではなく、米国や欧州の各国でも同様であり(※4)、最新の科学的知見に基づく世界標準の考え方です。

また、先発医薬品であっても、ジェネリック医薬品の承認基準が適用される場合があります。例えば、添加剤を変更する際や、口腔内崩壊錠などを追加で上市する際に必要となる承認審査においては、「有効成分が同じで添加剤が変わる」という位置づけであり、求められる試験項目および基準は、ジェネリック医薬品と同じです。

ジェネリック医薬品の承認審査の際に求められる試験項目が先発医薬品よりも少ないがゆえに、その品質等が不安だと指摘されることがありますが、もし本当に承認審査の際に求められる試験項目に問題があるとするれば、ジェネリック医薬品の承認基準によって承認された先発医薬品についても問題があることとなります。ジェネリック医薬品の試験項目が少ないことに問題があるというのは全くの誤解であり、先発医薬品とジェネリック医薬品のどちらも、有効性や安全性が確認されたもののみが承認されているのです。

※4

・FDA(アメリカ食品医薬品局) : Guidance for Industry: Bioavailability and Bioequivalence Studies for Orally Administered Drug Products-General Considerations, March 2003

<http://www.fda.gov/downloads/Drugs/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/Guidances/ucm070124.pdf>

・EMA(欧州医薬品庁) : Guideline on the Investigation of Bioequivalence, August 2010

http://www.emea.europa.eu/docs/en_GB/document_library/Scientific_guideline/2010/01/WC500070039.pdf



質問3

厚生労働省が定める基準によると、生物学的同等性試験の許容域を80%～125%としているが、これはすなわち、ジェネリック医薬品と先発医薬品の治療効果が最大45%の範囲で異なるということを示しているのか。

POINT

生物学的同等性試験で設定されている許容域の幅は、ジェネリック医薬品と先発医薬品の治療効果の差を意味するわけではありません。この幅は、医薬品を服用した後の血中濃度が、被験者の体質や体調によって大きくばらつく中で、統計的な評価を適確に行うために設定されたものです。この許容域を満たせば、治療効果は安全域をもって同等となります。

実際に承認されている医薬品のデータの検証を実施したところ、先発医薬品とジェネリック医薬品の血中濃度にはほとんど差がありませんでした。

生物学的同等性試験の許容域は、ジェネリック医薬品と先発医薬品の血中濃度の比の幅を示しているのであって、治療効果そのものの差の幅を示しているわけではありません。通常、医薬品の効果や副作用は有効成分の血中濃度に従って発現しますので、生物学的同等性試験の許容域内であれば、治療効果は同等であると考えられます。

血中濃度に関しては、同じ人が同じ医薬品を服用した場合であっても、服用する人の体質や体調等が医薬品の吸収、代謝及び排泄に影響を及ぼすなど、除外できない自然のばらつきが常に起こり得ます。生物学的同等性試験の許容域は、このような血中濃度のばらつき等を考慮したうえで、ジェネリック医薬品と先発医薬品の治療効果が同等と評価できる幅を安全域を含めて設定しています(※5)。

実際に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)が発足した2004年4月1日～2011年1月15日までに承認された経口製剤のジェネリック医薬品について実施された930件の生物学的同等性試験について、ジェネリック医薬品と先発医薬品の差の検証を行いました。これは、上記に示す品目全体の約8割に当たります。

ジェネリック医薬品と先発医薬品における血中濃度の平均的な差を比較するために、生物学的同等性試験の評価パラメーターであるCmax(最高血中濃度)及びAUCt(血中濃度曲線下面積)を用いて検証を行いました。それぞれのパラメーターの差を先発医薬品に対する比で表して、930試験について平均すると、Cmaxについては4.6%、AUCtについては3.9%となり、ジェネリック医薬品と先発医薬品の差はほとんどないという結果になりました(図表1参照)。

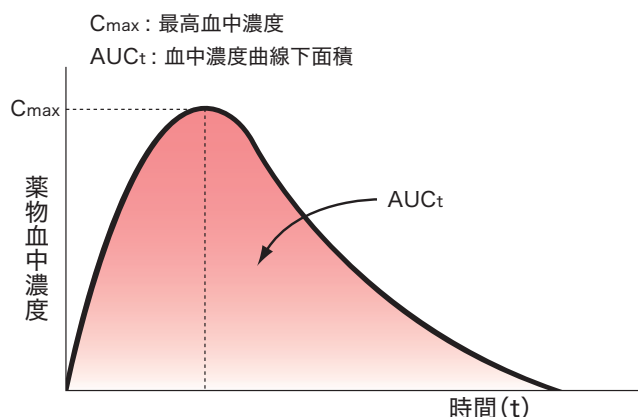
このことから、生物学的同等性試験の許容域を、単純にジェネリック医薬品と先発医薬品の治療効果の差と置き換えることは誤りであることが理解できると思います。

図表1 ジェネリック医薬品と先発医薬品の差

パラメーター	試験数	ジェネリック医薬品と先発医薬品の差 ^{注1} (%)	先発医薬品に対するジェネリック医薬品の比 ^{注2}
Cmax	930	4.61 ± 3.41	1.00 ± 0.06
AUCt	930	3.87 ± 2.98	1.00 ± 0.05

注1 ((ジェネリック医薬品-先発医薬品)/先発医薬品)の百分率の絶対値(平均値±標準偏差)

注2 対数値の平均値の差から計算したパラメーター値の比(平均値±標準偏差)



※5 生物学的同等性試験の許容域は、先発医薬品とジェネリック医薬品の比を1と仮定した場合に、先発医薬品とジェネリック医薬品の血中濃度における平均値の比の幅(信頼区間)が100%を中心として±20%(対数変換を行う場合は80%~125%)内にあることを意味しているのであって、ジェネリック医薬品と先発医薬品が最大45%異なり得るということの意味しているわけではありません。仮に、ジェネリック医薬品と先発医薬品の血中濃度の平均値に45%の差がある場合、それらの比が生物学的同等性の許容域に収まることはありません。なお、対数変換を行う場合、信頼区間の上側限界が125%とされていますが、これは、対数変換して統計処理を行うことを考慮したものであり、対数変換しない場合に比べて許容域が広いことを意味するものではありません。

質問4

注射剤については、承認審査の際に臨床試験（生物学的同等性試験）のデータを求めているにもかかわらず、なぜ、同等と言えるのか。

POINT

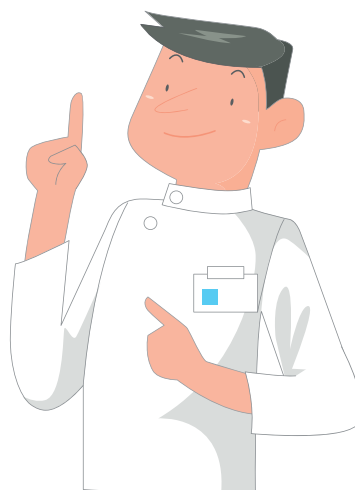
通常、医薬品の効果や副作用は、有効成分の血中濃度に従って発現しますので、経口剤などでは吸収された後の血中濃度が先発医薬品と同様の挙動を示しているかどうかを確認するため生物学的同等性試験を行う必要があります。

しかしながら、有効成分が完全に溶解した注射剤で、血管内に投与するものについては、血中濃度の推移を変化させる要因がそもそも存在しないため、生物学的同等性試験を行う必要はありません。

ジェネリック医薬品の承認にあたっては、基本的には生物学的同等性試験のデータが必要となりますが、有効成分が完全に溶解した注射剤で、血管内に直接投与する医薬品については、生物学的同等性試験の実施は不要と考えます。

通常、医薬品の効果や副作用は、有効成分の血中濃度に従って発現することになります（※6）。そのため、先発医薬品と同じ有効成分のジェネリック医薬品は、先発医薬品と同様の血中濃度推移であることが求められます。

しかし、有効成分を均一に溶解させた医薬品を血管内に直接投与する注射剤の場合は、血中濃度の推移を変化させる要因がそもそも存在せず、血管内に投与さえすれば例外なく先発医薬品もジェネリック医薬品も同様の挙動を示すため、血中濃度を測定する必要はありません。含量試験、不純物試験、浸透圧・pHなどの試験及び安定性試験等によって品質が担保されれば、先発医薬品と同等であるということが出来ます。



一方、医薬品を血管外の部位に投与する場合や懸濁剤を血液内等に投与する場合には、有効成分が効果・作用を発揮するためには製剤から放出されて血液内に移行することが必要になりますが、製剤の特性によってその過程は変化する可能性があり、結果として、有効成分の血中濃度がジェネリック医薬品と先発医薬品で異なることがあります。

そのため、血管外に投与するジェネリック医薬品や懸濁剤が先発医薬品と同等であるかどうかを確認するためには、血中濃度が先発医薬品と同様の挙動を示しているかどうかを調べなければならないので、生物学的同等性試験を行う必要があります。

※6 全身作用を期待する医薬品では、有効成分は血液を介して作用発現部位に運ばれ、作用を発現します。血液を介さずに作用発現部位に到達することはありません。そのため、血液中の有効成分濃度に従って医薬品の効果や副作用は発現すると捉えることができるとされています。

なお、TDM(治療薬物モニタリング)は、この考え方にに基づき、薬物の血中濃度を測定することで薬効の指標としているところです。



質問5

ジェネリック医薬品の原薬は海外の粗悪なものを使っているのではないか。

POINT

有効性及び安全性において先発医薬品と異なる影響を与えるような純度の低い粗悪な原薬による製剤が、ジェネリック医薬品として承認されることはありません。

万が一、純度の低い粗悪な原薬が製剤にそのまま使用されているとすれば、その医薬品の有効性や安全性に悪い影響を及ぼすこともあり得るでしょう。

しかし実際には、承認審査の段階で、原薬及び製剤それぞれの品質がともに先発医薬品の品質と同等あるいはそれ以上であるかどうかを審査するとともに、製剤の生物学的同等性が保証されているかどうかを審査し、問題のない医薬品のみが承認されています。

また、原薬の純度に関する審査にあたっては、日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）の合意に基づく「新有効成分含有医薬品のうち原薬の不純物に関するガイドライン」を、ジェネリック医薬品についてもそのまま準用しています。

したがって、有効性及び安全性において先発医薬品と異なる影響を与えるような純度の低い粗悪な原薬による製剤が、ジェネリック医薬品として承認されることはありません。

なお、海外からの輸入による原薬は、ジェネリック医薬品だけに使われているわけではなく、先発医薬品として使われているものもあります。独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページで公開されている原薬等登録原簿（MF）（※7）には、平成23年3月末の時点で約40か国の原薬メーカーの登録がなされています。

※7 薬事法第14条の11第3項の規定に基づく原薬等登録原簿の公示

<http://www.pmda.go.jp/operations/shonin/info/mf/mfkouji.html>

質問6

ジェネリック医薬品メーカーは、先発医薬品メーカーと比べて1社あたりの製造販売品目が多いので、各品目に対する品質管理が不十分になるのではないか。

POINT

先発医薬品メーカー、ジェネリック医薬品メーカーを問わず、すべての医薬品は、GMP基準(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準)等に適合した工場でしか製造が許されていません。

医薬品が製造販売承認を得るためには、その製造所での製造がGMP基準(医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理に関する基準)(※8)に適合していなければなりません。先発医薬品メーカー、ジェネリック医薬品メーカーを問わず、全ての医薬品は、共通のGMP等の基準を満たした製造所でのみ製造が許されていることとなります。

GMP等の基準の遵守状況についても、各都道府県に配置された薬事監視員等による定期的な査察により、チェックがなされています。

また、製造された医薬品製剤のサンプルは保存され、出荷後、定期的に品質の変化をチェックすることも行われています。さらに、都道府県等の協力のもと実施している医薬品等一斉監視指導において、実際に市場に流通しているジェネリック医薬品を入手し、溶出試験等の品質検査により重点的にチェックを行い、その結果を年度ごとに取りまとめて公表しています(※9)。

なお、現行の薬事法では、医薬品の承認を取得した製造販売業者が別の業者に製造を委託することが可能です。先発医薬品であっても、製造委託により、実際にはジェネリック医薬品メーカーの工場で製造が行われることもあります。

もちろん、GMP等はいくまでも医薬品を製造管理・品質管理するための「基準」であり、当然のことながら、全ての医薬品メーカーが高いモラルを持って絶えず品質管理の努力とスキル向上を徹底することが重要になります(※10)。

※8 医薬品及び医薬部外品の品質確保を図るため、原料の受入れから最終製品の包装、出荷に至るまで、全製造工程における組織的な管理に基づく品質保証体制を確立するために定められた基準をいいます。

※9 「後発医薬品品質確保対策事業」(医薬食品局監視指導・麻薬対策課)として実施しており、年度ごとの検査結果報告書についても厚生労働省ホームページよりご覧になることができます。

(平成22年度検査結果)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001kdkd.html>

※10 先発医薬品メーカー、ジェネリック医薬品メーカーを問わず、モラルの欠如によって医薬品メーカーが薬事法違反を犯した事例が存在するのも事実です。こうした不祥事には、業務停止等の罰則や厳格な業務改善命令が科せられることとなります。



質問7

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えたところ、それまで得られた効果が得られなくなったことがあった。どうしてそのようなことが起こるのか。

POINT

医療現場から、先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合、あるいは逆に、ジェネリック医薬品から先発医薬品に切り替えた場合に、それまで得られた効果が得られなくなったとの報告がなされることがあります。これらは、いわゆるプラセボ効果や切り替え効果によるケースもあると思われませんが、いずれにしても、こうした事例については、「ジェネリック医薬品品質情報検討会」における科学的な検証の対象となり得ます。

ジェネリック医薬品は、承認審査の際に、品質、有効性及び安全性において先発医薬品と同等であることが確認されています。

しかし、医療現場において、患者さんが服用するお薬を先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えたとき、あるいは、逆にジェネリック医薬品から先発医薬品に切り替えたときに、それまで得られていたお薬の効果が得られなくなった経験をお持ちの医療関係者がいらっしゃることも事実です。

こうした事象が起こる原因として、まず、「プラセボ効果」のような心理的な要因が考えられます。「プラセボ」とは、本物の薬に似せた、薬として効果を発揮する成分が含まれていない偽薬のことを指します。偽薬であっても、薬だと信じて服用することによって、効果が現れることがあります(※11)。また、同じ偽薬を使った場合でも、高価な薬だと思い込んで服用した被験者と安い薬だと思い込んで服用した被験者として効果を比較したところ、前者に対して高い効果が現れ、後者に対する効果は低かったという研究データもあります(※12)。

このような心理的な面を考えると、ジェネリック医薬品に不安を感じる患者にとっては、先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えると十分な効果が得られなくなることも起こり得ます。こうした不安を患者に与えないようにする配慮も、医療関係者には必要かもしれません。

一方、先発医薬品を継続して服用する患者さんにも、症状の悪化や医薬品に対する耐性獲得の結果、徐々に十分な効果が得られなくなることがあります(※13)。たまたまこのタイミングでジェネリック医薬品に切り替えた場合には、切り替えたことによって効果が減弱したと認識されることが起こり得ます。

しかしながら、こうした要因ではなく医薬品そのものに問題がある可能性も、必ずしも否定はできません。こうした事象については、当該ジェネリック医薬品についてあらためて品質試験を行うなどの丁寧な対応が求められます。

そこで、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の「ジェネリック医薬品相談窓口」(くすり相談窓口)(※14)に寄せられた医療関係者からの意見や質問、あるいは、学会発表や学術論文に掲載されたジェネリック医薬品に関する問題事例のうち、科学的な検証が必要なものについて、国立医薬品食品衛生研究所に設置された「ジェネリック医薬品品質情報検討会」において、必要に応じて公的機関で実際に品質等の試験を実施することにより、学術的な検討を行っています(図表2参照)。

この検討会は、平成20年7月以降、これまでに計8回開催されており、検討会に提出された資料や議事概要は、ホームページを通じてご覧になることができます(※15)。

患者さんや医療関係者がジェネリック医薬品を安心して使っていただくために、行政としてもこうした取組を通じて、ジェネリック医薬品の信頼性の向上に努めています。

※11 新薬の開発時に行われる治験においては、プラセボを投与した患者と治験薬を投与した患者とで効果の現れ方を比較し、その統計学的な差異に基づいて治験薬の有効性を評価するといった手法が取られます。

※12 R.L.Waber, B.Shiv, Z.Carmon, et.al., Commercial Features of Placebo and Therapeutic Efficacy. JAMA, 299, 1016-1017 (2008)

※13 こうした事例については

Byrne and Rothschild. Loss of antidepressant efficacy during maintenance therapy: possible mechanisms and treatments.

J Clin Psychiatry. 1998;59(6):279-88

Randomised study of antiepileptic drug withdrawal in patients in remission. Medical Research Council Antiepileptic Drug Withdrawal Study Group. Lancet. 1991;337(8751):1175-80

などの研究論文で指摘されています。

※14 独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の「ジェネリック医薬品相談窓口」(くすり相談窓口)

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

電話番号:03-3506-9457

※15 国立医薬品食品衛生所のホームページ

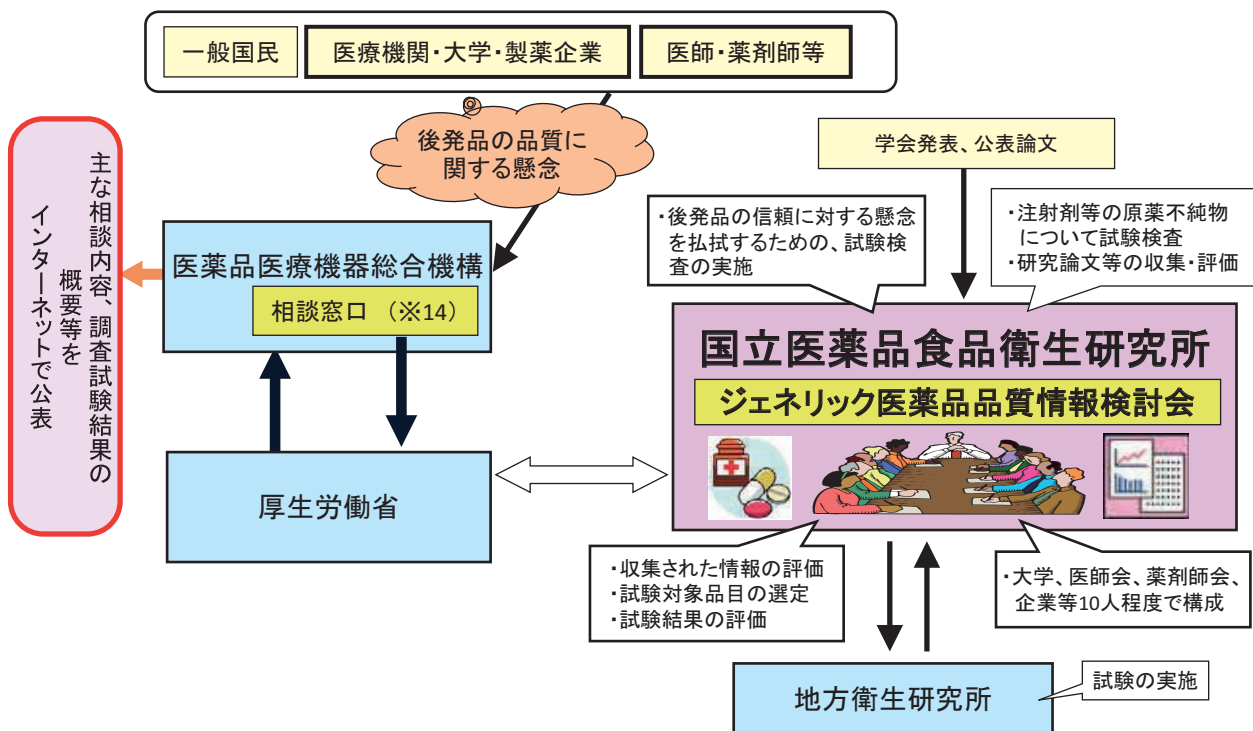
<http://www.nihs.go.jp/drug/ecqaged.html>

または独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ

http://www.info.pmda.go.jp/generic/generic_index.html

から過去の資料や議事概要をご覧になることができます。

図表2 品質に関する懸念に対する科学的検証のスキーム



質問 8

先発医薬品とジェネリック医薬品が同等であるならば、なぜジェネリック医薬品の薬価は安いのか。やはり、品質が劣るからではないのか。

POINT

ジェネリック医薬品の薬価が安いのは、品質が劣るからではなく、研究開発費等が先発医薬品ほどかからないためです。

ジェネリック医薬品が安いからといって、先発医薬品と比べて品質が劣るわけではありません。

ジェネリック医薬品は先発医薬品の長年にわたる臨床使用経験等を踏まえて開発、製造されます。したがって、ジェネリック医薬品の承認審査にあたっては、先発医薬品ほど多くの試験項目は必要とはなりません(p6参照)。そのために、研究開発に要する費用が少なくて済むことから、薬価が低く設定されています。新薬開発に要する費用が、1品目300億円以上といわれるのに対して、ジェネリック医薬品の場合は、1億円程度に収まっているようです。

また、ジェネリック医薬品は、先発医薬品の使用経験により、有効性や安全性に関する評価が既にある程度確立していますので、情報提供等に関する販売管理費も少なくなります。こうした理由により、低価格での提供が可能となります。

先発医薬品(新薬)を開発するためには、研究開発等に莫大なコストを要します。先発医薬品の薬価には、研究開発等に要するコスト相当分を含んでいると言えます。

新薬(先発医薬品)



期間 約9~17年
費用 約300億円以上

ジェネリック医薬品



期間 約3~5年
費用 約1億円

質問 9

ジェネリック医薬品は、先発医薬品に比べてメーカーMRによる頻繁な訪問、情報提供が無いいため、患者への説明不足、不安が生じないか。

POINT

ジェネリック医薬品は、成分について安全性や有効性の情報が蓄積された上で市場に出ることになるため、提供すべき新たな情報が先発医薬品(新薬)ほど多くないことから、MRによる訪問頻度が少なくなることはあり得ます。その場合であっても、メーカーは必要な情報提供を行うことが求められますし、またインターネット等を通じて情報を収集することも可能です。

メーカーのMR(医薬情報担当者)の役割は、医薬品の有効性及び安全性等に関する情報を医療関係者に提供することです。したがって、その情報提供頻度は、医薬品を有効かつ安全に利用するために必要な情報発生量と比例するものと考えます。

先発医薬品(新薬)は、承認を受けて市場に出ることにより、それまでの治験段階とは比べものにならないほど多数の臨床使用例が発生するため、治験時にはわからなかった有効性及び安全性等に関する新たな情報が発生します。そこで、比較的高頻度にMRが医療現場を訪問して、担当する医薬品の情報収集と情報提供を活発に行い、医薬品の有効性と安全性の確保に努めることとなります。



一方、ジェネリック医薬品は、先発医薬品（新薬）の使用経験によって有効性、安全性の情報が蓄積された上で市場に出ることになりますので、先発医薬品が承認された直後と比較すると提供すべき新しい情報が少なくなる傾向にあると考えられます。但し、情報提供が必要な場合には、ジェネリック医薬品も先発医薬品と同様に適切な情報提供を行うことが求められるのはいうまでもありません。また、ジェネリック医薬品メーカーからは、MRの訪問以外の様々な媒体を活用した情報提供が行われています。

ジェネリック医薬品の安全性及び有効性に関する各種の情報については、「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」（平成19年10月15日厚生労働省）（※16）に基づき、各メーカーは自社ホームページへの掲載を含め資料請求への対応を行っているほか、日本ジェネリック医薬品学会や日本ジェネリック製薬協会のホームページからこれらの情報にアクセスすることも可能となっています。（p25参照）

なお、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）では、登録いただいた方に最新の使用上の注意の改訂内容など医薬品・医療機器の安全性情報等を迅速に配信するサービス「PMDAメディナビ」（※17）を行っていますので、先発医薬品、ジェネリック医薬品に限らず、より迅速な情報収集にご活用ください。

※16 後発医薬品の安心使用促進アクションプログラムについて
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2007/10/h1015-1.html>

※17 医薬品医療機器情報配信サービス（PMDAメディナビ）
<http://www.info.pmda.go.jp/info/idx-push.html>

「PMDAメディナビ」



質問 10

世界で最も進んでいるといわれる日本の医療の中で、どうしてわざわざジェネリック医薬品を普及させる必要があるのか。

POINT

世界で最も優れていると言われる日本の医療の質を落とすことなく、国民皆保険制度を今後も持続させていくためには、ジェネリック医薬品の使用促進により医療資源の効率的活用を図ることが必要です。

日本の医療保険制度は、昭和36(1961)年に「国民皆保険」を達成して以来、一定の自己負担で必要な医療サービスが受けられる体制を整備することにより、世界最長の平均寿命や高い保険医療水準を達成してきました。しかし、それから半世紀が経過した今日においては、急速な高齢化の進展等、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療保険財政の厳しさが続く中で、今後とも必要な医療を確保しつつ、人口構造の変化に対応できる持続可能なシステムを作り上げていく必要があります。

近年の国民医療費の動向を見ると、その支出は国民所得の伸びを上回る勢いで増えています。平成21(2009)年度の国民医療費は約36兆円、前年度と比べると1年間で約1.2兆円増加しています。国民所得のうち医療費が約10.6%を占めています。

10年前の平成11年度の時点では、医療費が約31兆円、国民所得に占める割合は8.4%でした。わずか10年の間に医療費の総額も、国民所得に占める割合も、大幅に増えていることとなります。(※18)

医療技術の進歩や高齢化等により、今後も医療費の上昇が見込まれる中、国民皆保険を堅持していくためには、必要な医療を確保した上で、効率化できる部分は効率化を図ることが重要です。

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売の承認がなされた医薬品でありながら、開発費用を低く抑えられることから、低価格での供給が可能であり、高価な先発医薬品と代替可能な医薬品と位置づけることができます。したがって、ジェネリック医薬品の使用の促進により、医療の質を落とすことなく、患者さんの薬剤費の自己負担を軽減することができるほか、より革新的な新薬を医療保険で高く評価することによってその開発を促すなど、限られた医療費資源をより有効に活用することも可能となるのです。

世界で最も優れていると言われる日本の医療保険制度を、今後も持続させていくためにはどうすればよいかを検討することは、社会保障政策の中の重要なテーマの一つですが、その点において、質を落とすことなく医療資源の効率的活用を図ることができるジェネリック医薬品の果たす役割は、極めて大きいと言えます。

※18 国民医療費及び国民所得に占める医療費の割合の数値は、「平成21年度国民医療費の概況(平成23年9月29日公表)」に基づきます。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/09/kekka1.html>

質問 11

薬局で、先発医薬品の銘柄が記載された処方せん（変更不可欄に「✓」または「×」の印等の無いもの）をジェネリック医薬品に変更し、その薬を服用した患者に副作用が発生した場合は、誰が責任を負うのか。

POINT

医師が適正に処方を行い、ジェネリックへの変更が可能な処方薬について薬剤師が適正に変更調剤を行った場合には、その医薬品により副作用が発生したとしても、医師や薬剤師にその責任が生じるものではありません。

医師が先発医薬品を適正に処方し、変更不可欄に「✓」または「×」の印等の無い処方せんについて、薬剤師が適正に先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合には、仮にその医薬品により副作用被害が発生したとしても、医師や薬剤師にその副作用の責任が生じるものではありません。

適正に使用したにもかかわらず副作用による一定の健康被害が生じた際には、先発医薬品であれ、ジェネリック医薬品であれ、製造販売業者の社会的責任に基づく拠出金等を財源とした「医薬品副作用被害救済制度」の対象となり得ます(※19)。ジェネリック医薬品だからという理由で救済制度の対象から外れるということはありません。

患者さんの体質によっては、医薬品の有効成分だけでなく、添加剤が原因でアレルギー反応などの副作用等を引き起こすことがまれにありますが、これは、先発医薬品であってもジェネリック医薬品であっても、同様に起こり得ることであります。副作用の事前予測は困難ですので、常に、医薬品投与後、再診察あるいは服薬指導の際に患者さんの副作用症状確認をすることが、医師や薬剤師に求められていると言えます。先発医薬品、ジェネリック医薬品を問わず、患者さんの医薬品によるアレルギー等の副作用既往歴を確認することが、こうした副作用の発現を防止するために有用と考えられます。

※19 副作用救済給付の対象となる健康被害は、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病(入院を必要とする程度のもの。)、障害(日常生活が著しく制限される程度の状態のもの。)及び死亡です。

但し、医薬品の製造販売業者などに損害賠償の責任が明らかな場合や、がんその他の特殊疾病に使用される医薬品で厚生労働大臣の指定するもの(対象除外医薬品)による場合など、救済の対象とならない場合もあります。それは、先発医薬品であってもジェネリック医薬品であっても同様です。

詳しくは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ「医薬品副作用被害救済制度」をご覧ください。

<http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai/help.html>



質問 12

厚生労働省は、なぜ一般名処方を推進するのか。

POINT

一般名処方により、薬剤師が患者さんにジェネリック医薬品を勧めやすくなり、また、薬局における在庫負担の軽減につながります。

医薬品により治療を行う際、患者さんに薬理作用をもたらしているのは、あくまでも有効成分（主成分）であって添加剤ではありません。これはオリジナルの先発医薬品もジェネリック医薬品も、また添加剤が当初のものから変更された先発医薬品もすべて同じであり、同一の有効成分で同一の効能・効果、同一の用法・用量の医薬品として承認を受けたものは、どれも治療学的には同等ということになります。

したがって、医師が処方行為を行う際には、わざわざ医薬品の銘柄名を指定しなくても、有効成分名と含量等を指定すれば、患者さんが必要とする治療効果を得られることになります。あとは、処方せんを受け付けた薬剤師が、医師が処方した有効成分の医薬品の中で、患者さんの要望に沿ったかたちで、最も適切なものを選択すればよいのです。

一方、ジェネリック医薬品の特徴として、1つの成分に対して多数の銘柄が上市されていることが多いという点が挙げられます。このことは、薬局にとっては、ジェネリック医薬品の調剤を積極的に進めるためには多くの銘柄の在庫を揃えなければならないことになり、大きな負担になっている実情があります。

一般名処方が推進されれば、銘柄の選択は処方せんを受け付けた薬局に委ねられるため、多数の銘柄の在庫を抱える必要はなくなります。薬局にとっての負担軽減につながるものと考えられます。

こうした理由により、厚生労働省では、平成24年度診療報酬改定において、一般名処方を推進することとなり、医師が一般名処方を行った場合には処方せん料の加算を認めることになりました。

【参考】 本文中の注釈で記載したもの以外にも、以下のサイトなどでジェネリック医薬品に関する情報提供を行っています。

● **日本ジェネリック医薬品学会**

GIS ジェネリック医薬品情報検索システム(医療関係者向け)
(医薬品ごとの詳細な情報や、メーカー情報の検索、同種・同規格の医薬品の比較など)

<http://www.ge-academy.org/GIS/>

かんじゃさんの薬箱(一般向け)

(ジェネリック医薬品に関する全般的な情報、お薬や医療機関の検索など)

<http://www.generic.gr.jp/>

● **日本ジェネリック製薬協会(JGA)**

医療関係者向けサイト

(「ジェネリック医薬品情報提供システム」、関連文献情報の検索、会員企業への資料請求)

http://www.jga.gr.jp/medical/index_2.html

かんたん差額計算(一般向け)

(先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えたときのお薬代を簡単に計算比較)

<http://www.jga.gr.jp/general/index.html>

● **厚生労働省**

後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進について

(一般向け又は医療関係者向けの広報資料、関係通知、中医協資料、調査報告書など)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kouhatu-iyaku/index.html

● **政府広報オンライン**

安心してご利用いただくために。ジェネリック医薬品Q&A(一般向け)

http://www.gov-online.go.jp/featured/201106_01/index.html

政府インターネットテレビ「お薬代が安くなる?!ジェネリック医薬品」

<http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg4155.html>

● **全国健康保険協会(協会けんぽ)**

ジェネリック医薬品(後発医薬品)について

(軽減額通知の説明、希望カード、ポスター、セミナー資料など)

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/10,11866,125.html>

北海道後発医薬品安心使用協議会委員名簿

- ◎ 三宅 直樹 社団法人北海道医師会 副会長
- 橋本 洋一 社団法人北海道医師会 常任理事
- 日下 大隆 全国自治体病院協議会北海道支部
- 柳瀬 義博 一般社団法人北海道薬剤師会 常務理事
- 山田 武志 一般社団法人北海道薬剤師会 理事
- 岩井 新治 北海道病院薬剤師会 副会長
- 本郷 文教 北海道病院薬剤師会
- 小酒井 重久 北海道医薬品卸売業協会 物流運営委員会委員長
- 川俣 知己 日本ジェネリック製薬協会 品質委員会委員長
- 宮本 篤 北海道公立大学法人札幌医科大学 教授
- 大嶋 百合子 北海道消費生活コンサルタントクラブ 薬粧部

◎会長 ○会長代理



お薬は正しく飲みましょう！

北海道後発医薬品安心使用協議会事務局

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道保健福祉部医療政策局医療薬務課
TEL 011-231-4111 FAX 011-232-4472